

○花園大学後援会会則（昭和 54 年 1 月 27 日制定）

改正	昭和 57 年 6 月 24 日	昭和 59 年 2 月 7 日
	昭和 59 年 11 月 22 日	平成元年 3 月 1 日
	平成元年 9 月 18 日	平成 6 年 4 月 1 日
	平成 8 年 4 月 1 日	平成 9 年 4 月 1 日
	平成 18 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 25 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日

（名称）

第 1 条 本会は花園大学後援会と称する。

（会員）

第 2 条 本会の会員は本学在学生の保護者を以て構成する。

（事務局）

第 3 条 本会は事務局を花園大学内に置き、後援会の事務を執り行う。

（目的・事業）

第 4 条 本会は建学の精神に基づき大学の事業を後援し、併せて在学生の教育に資することを目的とし、目的を達成するために必要な事業を行う。

（役員及び顧問）

第 5 条 本会運営のために次の役員を置く。

会長	1 名
副会長	若干名
幹事	若干名
理事	若干名
参与	学長・副学長・事務局長・各部長
監事	若干名

（職務）

第 6 条 職務は次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表して会を総括し、会議を招集する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長が事故ある時はこれを代行する。
- (3) 幹事 会長の命を受け、本会の庶務・会計を処理する。
- (4) 理事 理事として後援会の運営にあたる。
- (5) 参与 会議に出席し、大学側の意見を述べる。なお職務権限は理事に準ずる
- (6) 監事 本会の会計を監査する。

（理事・役員を選出方法及び任期）

第 7 条 新しく選出する理事は、入学後速やかに事務局において候補者を選出し、本部役

員会において選任を行うものとする。任期は4年とし、再任はしない。

2 会長、副会長及び監事は理事会において理事の中から選出する。任期は1年とし再任は妨げない。

3 幹事は、理事の中から会長が指名し、理事会の承認を得るものとする。任期は1年とし再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の会議は、本部役員会、理事会、総会とする。

2 本部役員会は、会長・副会長・幹事・参与（学長・事務局長・総務部長に限る）をもって構成し、会長が随時招集する。

3 理事会は、第5条に定めるものをもって構成し、毎年度当初開催する会議において、役員を選任、予算、決算、事業計画、会則等、重要事項を審議決定する最終決議機関とする。なお、当初理事会のほか、会長が必要と認めた場合は臨時に開催することがある。

4 総会は、理事会において特に開催する必要があると認めたとときに開催する。

5 本会の会議は委任状を含めて定数の過半数出席をもって成立する。

(経費)

第9条 本会の経費は会費及び寄付金をもってこれに充てる。ただし、会費以外に必要な場合は、総会に諮り臨時に徴収することができる。

(会費)

第10条 本会の会費は次のとおりとする。

(1) 入会金 4,000円

(2) 会費(年額) 20,000円

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第12条 この会則の改廃は、理事会出席者の3分の2以上の承認を経てこれを行う。

附 則

1 本会則は、昭和54年1月27日制定する。

附 則(昭和57年6月24日)

1 本会則は、昭和57年6月24日から施行する。

附 則(昭和59年2月7日)

1 本会則は、昭和59年2月7日から施行する。

附 則(昭和59年11月22日)

1 本会則は、昭和59年11月22日から施行する。

附 則(平成元年3月1日)

1 本会則は、平成元年3月1日から施行する。

附 則(平成元年9月18日)

1 本会則は、平成元年9月18日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

1 本会則は、1994（平成6）年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

1 本会則は、1996（平成8）年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

1 本会則は、1997（平成9）年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

1 本会則は、2006（平成18）年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

1 本会則は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

1 本会則は、2017（平成29）年4月1日から施行する。